

公益社団法人日本栄養・食糧学会 中部支部細則

(名称)

第1条 この支部は、公益社団法人日本栄養・食糧学会定款第47条に基づいて設置されたもので、中部支部と称する。

(目的)

第2条 この支部は、公益社団法人日本栄養・食糧学会の目的を達成するために活動し、中部地方における栄養科学及び食糧科学の研究の進歩ならびに同分野の情報の普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部大会（学術集会及び支部総会）
- (2) 学術講演会
- (3) その他この学会及びこの支部の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この支部の会員は、正会員、学生会員、名誉会員、終身会員とする。

- 2 正会員、学生会員、名誉会員及び終身会員は、原則としてその所属機関が中部地方に所在する公益社団法人日本栄養・食糧学会のそれぞれの会員とする。

(代議員の選出)

第5条 公益社団法人日本栄養・食糧学会細則第12条及び代議員選挙規程第5条、第6条に基づき、支部に所属する正会員から代議員を選出する。

- 2 代議員の選出にあたり、代議員選挙規程第2条に基づいて支部選挙管理委員会を設ける。

(役員及び役員の選出)

第6条 この支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 1名
 - (3) 支部幹事 若干名
 - (4) 支部参与 「支部参与に関する規程」
附則に適った相当数
- 2 支部長及び副支部長は、支部参与を含む支部役員により構成される支部参与会においてその候補者を支部の正会員の中から選出し、支部総会の議を経て、公益社団法人日本栄養・食糧学会理事会において選任する。
 - 3 支部幹事は、支部の正会員の中から支部長が指名し、支部参与会の承認を得る。
 - 3 支部参与は、「支部参与に関する規程」により選出する。
 - 4 役員(支部参与を除く)の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 支部長は、この支部を代表し、支部の業務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐するとともに、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、支部長の代行を務める。
- 3 支部幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。
- 4 支部幹事の中に、監査担当を置く。
- 5 支部役員は、支部参加会を組織し、支部に関する事項を審議し、支部の会務を執行する。

(支部総会)

第8条 支部総会は毎年1回、支部長が召集する。

- 2 支部総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 支部役員を選出
 - (2) 前年度の事業報告及び収支決算の報告
 - (3) 当該年度の事業計画及び収支予算書の報告 (or 承認)
 - (4) 翌年度の事業計画及び収支予算書の承認
 - (5) その他この支部に関する重要事項

(事業費及び会計)

第9条 この支部の事業費は次の通りとする。

- (1) 公益社団法人日本栄養・食糧学会よりの会費の配分費及び活動強化費
 - (2) 支部特別賛助団体からの協賛金
 - (3) 支部大会事業および学術講演会事業への参加費
 - (4) その他の収入
- 2 この支部の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

(細則の変更)

第10条 この細則の変更は、支部総会の議を経て、理事会の決議によることとする。

附則

この細則は、公益法人の設立登記の日(平成23年9月1日)から施行する。

- 2 支部長は支部事務局を開設し、本部事務局へ報告する。